

第26表 食品衛生管理者数〔2-1〕

	総 数	医 師・ 歯科医師	薬 剤 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校 で下記の課程を修めて卒業した者				登録養成 施設を修 了した者	登録講習 会を修了 した者
					医学・歯 学・薬学 ・獣医学	畜 産 学	水 産 学	農芸化学		
令和 元 年度	45	-	1	2	3	2	2	10	10	15
2	46	-	2	3	1	2	2	10	11	15
3	49	-	2	3	1	2	2	11	12	16
4	51	-	2	3	1	2	2	11	14	16
5	53	-	3	3	1	2	2	10	16	16

第26表 食品衛生管理者数〔2-2〕

	総 数
令和 元 年度	45
2	46
3	49
4	51
5	53
全粉乳（その容量が1,400グラム以下であるかんに収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業	-
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業	42
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	-
食品の放射線照射業	-
食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	2
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	-
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められているものに限る。）の製造業又は加工業	9